

高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した
建築設計標準に関するフォローアップ会議
(第8回)

■日 時 2025(令和7)年3月7日(金) 10:00~12:00

■場 所 WEB 会議形式

1. 開 会

2. 議 事

【東洋大学 高橋座長】

- ・ 皆さま、年度末の大変お忙しい中お集まり頂き、ありがとうございます。
- ・ 最初に「(仮称)建築プロジェクトの当事者参画ガイドライン(素案)について」、事務局からご説明をお願いします。

(1) (仮称)建築プロジェクトの当事者参画ガイドライン(素案)について(資料2)

以下の資料について事務局より説明

- 資料2 (仮称)建築プロジェクトの当事者参画ガイドライン(素案)

【東洋大学 高橋座長】

- ・ お気づきの点について、挙手機能を使って簡潔にご発言をお願いします。

【東京大学 松田委員】

- ・ かなり練り込んで頂き大変良いものになったと思います。
- ・ 1ページ22行目「当事者参画により期待される効果」について、事業者の皆さんに当事者参画の効果というものを強く伝えられないかと思います。事業者からすれば、既にいろいろなガイドラインがあるのに、なぜ当事者参画をしなければいけないのかという疑問が確実に出ると思います。ガイドラインでは拾いきれない、その立地や施設の特性に合わせた固有のユーザビリティ・使い方について、どうしてもわからない部分があって、質を高めるには当事者参画というものが極めて有効、あるいは欠かすことができないなど、一步踏み込んで頂けると大変ありがたいと思います。

【DPI日本会議 佐藤委員】

- ・ 1つ目は知見の蓄積です。議論があったところは是非記録に残してもらいたいです。なぜこういう設計になったのか、後から疑問に思ったときに振り返って見ることができるよう、議論があった項目に関しては過程も残しておいてほしいと思います。
- ・ 2点目は、12ページに当事者参画の順番が1~5まであげられていますが、一番やってほしいのが5のワークショップです。やってほしいところを1番目に挙げるよう、順番を5、4、3、2、1に変えて頂いたほうがよいと思います。
- ・ 3点目は、12ページ17行目の記載にある、多様な当事者が一堂に会して意見を言うというのはとてもよいことと思います。意見が対立したときに話し合いができるし、相手が何を思っ

ていて、こちらはこうで、その中でどういう策がいいのかということを議論して決めることができる、というメリットがあることをつけ加えて頂けるとよいと思います。

【全国脊髄損傷者連合会 大濱委員】

- ・ 初期段階から当事者参画をする、ワーキンググループをつくる、フィードバックをするなど、非常によい考え方だと思います。一方で、事業者側の立場からは、時間がかかるし、お金もかかるので、こういうことをするのは煩わしいと思うのではないのでしょうか、法的な担保はあるのでしょうか。

【東洋大学 菅原委員】

- ・ これまでの発言に重なる部分があると思いますが、なぜ当事者参画をやる必要があるのか、バリアフリー法、設計標準のガイドライン、当事者参画ガイドラインの3つの関連性、位置づけについて、言葉で明示するとよいと思います。義務基準に従うだけではなく、ガイドラインを読み込みながら、現場固有の状況に応じてどうしていくかを考えるときに、当事者参画が非常に有効であるという位置づけ、関係性を明示して頂くとよいと思います。

【日本パラリンピアンズ協会 岩崎委員】

- ・ 当事者参画ガイドラインの素案をまとめて頂きありがとうございます。また、第4次整備目標の中で、R12年度まで原則として全ての工事で、この当事者参画を100%実施するという高い目標を立てて頂きありがとうございます。
- ・ キーマンとしてのファシリテーターの役割はかなり重要と認識しています。具体的には、21ページ「6. 普及促進（3）人材育成」に、ファシリテーターの育成や人選に関する記述があります。公共建築物と民間の建築物では異なり、例えば公共建築物に関しては、このガイドラインによって当事者参画が進むと思いますが、民間建築物については、先ほどの発言にもあったように煩わしいとのことから、重要性が担保されないところがあるのではないかと。紹介されている事例が全て公共の建築物でしたので、民間のプロジェクトの事例があれば示して頂きたいと思います。

【日本発達障害ネットワーク 三澤委員】

- ・ 意見を反映してガイドラインまとめて頂きありがとうございます。当事者参画について、早期から対応頂くということに非常に期待したいところです。建築ガイドラインなので構造上のことが主になっているかと思いますが、ファシリテーターの人選をするときには、当事者支援に参画している、障害及び対象者の困り事を理解している方が意見をかみ砕いて反映させていくようなスキルのある方に入って頂けるとありがたい。冒頭「全ての利用者」という表記という記述もありました。何ができて、何ができないのかということではなく、特に発達障害等の目に見えない障害者の観点から様々な困り事を調整するという意味において、そういった方々の参画をイメージして頂けるとありがたい。当事者の方が的確に意見を提示するのはなかなか難しいことがあるので、そういった配慮をして頂けるとありがたいという意見です。

【全日本ろうあ連盟 大竹委員】

- ・ 障害当事者も集まり対応して意見調整をするのは、ありがたいことだと思います。10ページに、当事者参画の場での留意事項の記載がありますが、聞こえない人、あるいは発達障害の方には聞こえる人と同じような発声が難しいことがあり、意思を伝えるには支援者が必要と

いう場合があります。ろうあ者の場合には手話通訳がいますし、要約筆記が必要な聴覚障害者もいます。そういう人たちは意思を伝える時に通常の音声のペースでの会話よりも若干時間がかかる場合があります。司会の方が聞こえない障害者に意見ありますかと発言を求めて頂くときは、手話通訳者を介して話が伝わるということに留意を頂きたい。手話通訳者、要約筆記など、情報保障者・支援者という者がいますので、時間的な配慮も必要だということも明示して頂ければ、聞こえない人と初めて話す人にとっても役に立つ内容になると思います。

【日本女子大 佐藤委員】

- ・ 重要なガイドラインが国から示されることは非常に前向きでよいことだと思います。重要なのはこのガイドラインで書かれていることの担保をどうしていくかだと思います。その意味で、ガイドライン3ページ「3. 当事者参画の企画」「（1）実施方針の作成等」の7行目から9行目で「実施方針を策定することが望ましい」と記載されていますが、具体的にどのような実施方針を立てたらよいのか、地方公共団体等の担当者がこのガイドラインだけ読んでイメージできるのかが心配です。実施方針がどのようなものか、ひな型的な参考例を示しておく、より理解が進むのではないかと思います。
- ・ 先の議題にはなりますが、2,000㎡以上の国等の特別特定建築物で、当事者参画の実施実績100%という目標が掲げられていますが、何をもって当事者参画の実施とするのか、このガイドラインとの関係性についても考えておく必要があると思います。

【東洋大学 高橋座長】

- ・ 様々なご意見ありがとうございました。回答できるところと、今後工夫しなければいけないところ、いろいろあるかもしれません。全体としては、事業者、設計者も含まれると思いますが、当事者参画の効果についてもう少し書き込んでほしいという意見、ワークショップの順番、なぜ当事者参画をやるのか、これは効果の問題とも絡んでくるかと思います。ファシリテーターの人材育成について、スキルが最初からある人はいないので、順番に経験を積み重ねるしかない部分があるかと思います。実施方針についての例示のあり方についてもご指摘頂きました。
- ・ 事務局のほうで、回答できるところについて、お願いいたします。

【事務局 藤原】

- ・ 皆さま様々にご意見を頂きましてありがとうございます。
- ・ 松田委員からのご意見について、趣旨はよくわかりましたので、記載の内容について検討いたします。
- ・ DPI・佐藤委員からのご意見について、知見の蓄積について、こういったやりとりがあったのかについて、21ページに「取組み内容を報告書等にまとめる」と記載しており、そこに（主な意見や当該意見の背景・理由）等々書いていますので、そこに追記できるのではないかと思います。当事者参画の順番の話については、対応したいと考えます。一堂に会することのメリットについては、なぜそういったことがよいのかについて記載したいと思います。
- ・ 大濱委員からのご意見について、当事者参画については、現時点においては公的な位置づけはございませんので、今後の課題と思います。当事者参画の実施例がまだまだ少ない状況ですので、まずはこういったガイドラインをつくり、国等の建物などでしっかりと取組みを進

め、知見を蓄積しながら進めていくことになると考えています。

- ・ 菅原委員からのご意見について、ご意見を踏まえ、記載の仕方は考えさせていただきますが、法律と設計標準、当事者参画ガイドライン、この3つの相互関係についての記載をどこかに追記したいと思います。
- ・ 岩崎委員からのご意見について、事例として民間プロジェクトも載せたらどうかというご指摘について、よい事例を探すなど、検討させていただきます。
- ・ 三澤委員からのご意見について、7ページに「ファシリテーターの人選」の記載があり、3つ目のポツに「建築及びバリアフリーに関する情報や技術を有した方」がふさわしいのではないかと記載しています。「バリアフリーに関する」とは、施設のハード面のバリアフリーのことと当事者のことがよくわかっているという、その二つの観点になると思います。それを明示するような形で記載ができるのではないかと思います。
- ・ 大竹委員からのご意見について、当事者参画の留意事項に気をつけないといけない点として記載ができるのではないかと思います。
- ・ 日本女子大・佐藤委員からご意見について、実施方針のイメージアップについて、このガイドラインの中に書けるかどうかは検討しますが、ガイドラインに基づく説明会なども開催する予定ですので、その中で実施方針のイメージアップができるようなものを準備できればと思います。

【東洋大学 高橋座長】

- ・ 事務局から建設的なご発言頂きました。皆さま方から頂いたご意見に対して適宜対応していくかと思えます。まずは第一段階として、これからさらに考えていく、実際の場で深めていくことがとても重要と認識しています。
- ・ 続いて議事「(2) 建築設計標準の改正(素案)について」事務局から説明をお願いします。

(2) 建築設計標準の改正(素案)について(資料3、資料4)

以下の資料について事務局より説明

- 資料3 建築設計標準の主な改正ポイント
- 資料4 建築設計標準 改正素案

【東洋大学 高橋座長】

- ・ ご説明ありがとうございました。全体としてボリュームがあります。それでは、これから皆さま方のご意見をお伺いしたいと思います。

【全国公立文化施設協会 間瀬委員】

- ・ 「第3章ソフト面の対応」が充実されていますが、公立の文化施設を運営するにあたり、一番問題は教育訓練の実施の部分だろうと思います。それをどういう形で、どのような手法で、どこが中心になって実施するのか、全国公立文化施設協会で調査をしたところでは、まだまだ周知等が足りないなと感じています。
- ・ 230ページ「4. 火災や地震等の非常時の対応」で記載されています「避難・誘導マニュアル」について、市民会館等の公立文化施設では策定をしており、車椅子の対応までは記載している施設もあります。一方で、それ以外の障害をお持ちの方に対する対応は大変不足している

ように思います。劇場とは密閉された空間で、日常的な生活にはあり得ないような特殊な装置も多数設置されていて、ある特定の時間に不特定多数のお客さまが一遍に集まって一遍に退出される場所です。そこで非常時にどう対応できるのかということ、大変悩ましい部分がありますが、この研修のためのパンフレット、マニュアル等、強力に実施をして頂きたいと思います。

- ・ 参考資料として、「4. 火災や地震等の非常時の対応」のマニュアルの事例があれば掲載をして頂けると、各担当の方が参考になるのではないかと思います。

【DPI 日本会議 佐藤委員】

- ・ 104ページのトイレについて、基準の改正で階ごとに1つというのは理解しているのですが、可能であれば1箇所に複数化ということも検討して頂き、そういったことを書けないか。以前は望ましいという記載で、そういう上乘せしたことも書けたと思うのですが、1箇所に複数化ということを書けないか。
- ・ 161ページの客席について、「13.2.3.1 位置」に記載の「バランス良く」の前に「垂直・水平方向」という言葉を是非入れて頂きたいと思います。
- ・ 201ページの「いす式階段昇降機」について、車椅子から降りて乗るというもので、車椅子利用者にとっては非常に評判が悪くて、ほぼ使えないものなので、削除して頂けないかというお願いです。
- ・ ガイドラインに関してはこれで全部なのですが、1つ別件でお願いしたいことがあります。是非次年度は小規模店舗のバリアフリーについて検討頂きたいと思います。議題に「小規模店舗」を入れて頂きたいということと、WGを立ち上げて議論を進めて頂きたいと思います。

【建築研究所 布田委員】

- ・ 半分質問になりますが、資料4の目次「第1章 全ての人に使いやすい建築物の整備について」、1ページ「1. 目標 全ての人に使いやすい建築物の整備」となっています。前回の建築設計標準（令和3年発行）では、冒頭で「建築物の設計で可能な限り、あらゆる人々の利用を想定しておくことが望まれる」と記載されており、その中で「全ての人」というのはどういう人なのかというのが同様に書いてあります。前回の設計標準では、利用者の特性に対応する建築的対応の考え方の表に「⑨上記以外の市民」という言葉が入っています。今回は対象としてその方々というのは入っていないが、この設計標準の考え方をわかりやすくするためにあえて外しているのでしょうか。

【事務局 藤原】

- ・ そのとおりです。

【建築研究所 布田委員】

- ・ 章のタイトルには「全て」と書いてあるが、「2. 計画・設計の考え方」では「2.1高齢者、障害者等の」になっていて、障害者、高齢者の方々だけの内容がその後ずっと記述がされています。例えばバリアフリートイレじゃないトイレは一般の方々も使いますが、そういうときの位置づけはどのように考えればいいのか、章立てを見てわからなかったのが、質問しました。

【東洋大学 高橋座長】

- ・ 「全ての人に使いやすい建築物の整備」が全体としての考え方で、建築の一般的な考え方、

特にバリアフリー法に則った建築設計標準という段階を分けているという形になります。

【日本建材・住宅設備産業協会 若尾委員】

- ・ この場では3点発言させていただきます。そのほか数点は会議後に意見書を提出したいと思えます。1点目は、105ページ41行～42行、トイレの留意点の中です。「ライニング及びその側方の」とあり、その後ろに（奥行きが30cm以下の部品を除く。）とありますが、この「奥行き30cm以下の部品を除く」というのは、ライニングにもかかる言葉なのか、それともその後ろの「側方の箱状の設備機器」にかかるだけなのか、両方にかかりますよねという確認です。
- ・ 2点目は、110ページ39行目に（洗面器の手前縁から20～30cm以内）と記載があります。前の設計標準では「30cm以内」という記載だけでした。なぜ「20cm」と書かれたのか。車椅子を使われる方用の手洗い器は、利用しやすいように吐水口先端まで20cm以下のものもありますので、今までどおり「30cm以内」として頂きたい。
- ・ 3点目は117ページ14行目、15行目の一般の便所の「手すり」について、「水平、垂直に取り付ける」、「20～25cm程度の高さに」という追加がされております。一般のトイレの手すりの場合は、L型のものを付けなくても、水平方向は、例えば手を置くような棚にトイレットペーパーの巻き機を付けたような、手をかける棚のようなものもあり、「水平、垂直」に限定するのもどうかと思いますので、14、15行目は外して頂きたい。
- ・ それに伴い、116ページの男女共用の広めのトイレについても、一般の便所に入る場合は20、21行目の手すりの記載は外して頂きたい。

【日本視覚障害者団体連合 三宅委員】

- ・ 88～89ページ「8.2.1.3 階段、傾斜路の踊り場」について、言葉では示されているのですが、それでも施工業者から問い合わせがくるので事例を載せて頂ければという提案です。傾斜路や出入口では視覚障害者誘導用ブロック等をこう引けばいいですよという事例は写真で紹介されているようですが、階段についての写真が掲載されていないようなので、階段上部、あるいは下部のところで、どれぐらいの離隔で、あるいはどれぐらいの幅で視覚障害者誘導用ブロック等を設置すればよいのかを写真でも紹介して頂きたい。
- ・ その他、建築設計標準の改訂版を示す際に、視覚障害者向けにもこれまでと同じように情報提供頂きたい。併せて、現状は各章、項でバラバラに示されていると思うので、一括してダウンロードできるようにして頂きたい。

【日本建築士事務所協会連合会 古田委員】

- ・ 1ページの下の方にある当事者参画ガイドラインに関する記述について、この設計標準において、当事者参画を行うことの重要性と、せっかくなつくガイドラインの飛び先のアナウンスがもう少し明確に示されているほうがよいのではないかと思います。その1つの手法として、ガイドラインを参考資料、または付録等とし、この設計標準から飛ぶきっかけづくりができるとよいと思います。
- ・ 2点目は、168ページ「13.3.1.1.2 一般客席」の36、37行にある車椅子からの移乗のしやすさで、「手すりの跳ね上げ式や水平可動式」という記載があるが、「水平可動式」についてはあまり馴染みがないものなので、記載が適切なのかご検討頂きたい。

【全国老人クラブ連合会 大藪委員】

- ・ 36ページからの駐車場について、アンケートの結果では車止めや縁石につまずく高齢者が多

いということです。車椅子使用者用駐車場について主に書かれているところですが、車止めが壁に面しているときは別に構わないのですが、平面駐車場の中ほどにある車止めについては、よくわかる色に変えて頂けるとありがたい。高齢者になると色の違いがわかりにくくなるということがあり、路面と同じ色だと、それがあるのがわからなくてつまずいてしまうのでご検討頂きたい。

【PADM（遠位型ミオパチー患者会）織田委員】

- ・ 162ページ、163ページの同伴者席の記述について、重度障害者、もしくは重度障害児・医療的ケア児の例ですと、一人の障害者に対して複数名の介助者が必要なことがあります。私の例では、私と夫と息子と3名で野球観戦をすることができませんでした。これから先、新しい劇場を建設される場合において、表現として「同じ数以上」と記載してくださってはいるものの、ちょっと弱いと思います。同伴者が複数名でも可能なように建築面でも対応して頂くこと、また運用面でも対応して頂くことを強く望んでおります。
- ・ 163ページの図についても複数同伴者がいるということが想定できるような図にして頂けると、設計者の方々にもイメージしてもらえないかと思いますので、改善をお願いしたいです。
- ・ 以前、私から国土交通省に情報提供させて頂いたのですが、例えば劇場における座席の布などをパイプ椅子にあつらえて、皆さんが同じように楽しめる空間づくりをしている好事例がありますので、その件についても、可能でしたら触れて頂けるとありがたいと思いました。

【日本発達障害ネットワーク 三澤委員】

- ・ 209ページ「1.2従業員等に対する教育訓練の実施」について、障害の理解は重要なのですが、障害に対して一律にこうすればいいのだというふうに誤解を招くことがありますので、障害特性プラス個人の特性があり、個別の対応も重要であるということを、是非どこかで記載頂けるとありがたいです。

【全日本ろうあ連盟 大竹委員】

- ・ 2ページ「2.計画・設計の考え方」に、バリアフリー法に基づく高齢者、障害者の定義が記載されていますが、近年成立した「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」も記載して頂きたいです。国土交通省、厚生労働省、文部科学省のいわゆる省庁縦割りの日本で法律もばらばらの中、障害者による情報の取得利用、意思疎通に係ることを横断的に担保するための法律です。障害者でない者と同一の情報をリアルタイムで取得できるような環境整備、情報取得に対する支援、防災、緊急時の通報など、この法律に基づいて建築、設計現場においても対応できるようなこととして入れて頂きたいです。このアクセシビリティ法はほとんどの国民が知らないので、法律をアピールするという意味でも法律名を入れてもらいたいと思います。
- ・ 187ページ「16.2.1.2光や振動による情報伝達設備」について、「望ましい」という文面が入っています。前からいつも意見として申し上げているように、トイレの個室の中にフラッシュライトを設置することはもちろんよいことですが、「望ましい」となると経済的な面においては省くこともできるという任意の範疇となります。命に関わる問題として、災害が発生したときに緊急のライトがなければ、みんなが避難していても自分だけが取り残されてしまい命を守ることができないということになります。情報格差の問題ですので、なぜ「望まし

い」という表記になっているのかを伺いたいという質問です。

【日本チェーンストア協会 長友委員】

- ・ 209ページ「1.1 ハードとソフト両面の支援」が必要という項目の記述について、障害者差別解消法の中で定められている内容がありますが、ここではそれより一歩踏み込んだ対応が記載されています。障害者差別解消法との関連性について教えて頂きたいと思います。

【日本建築家協会 村山委員】

- ・ 2 ページ8 行目「可能な限り全ての人に使いやすい建築物を実現するよう努める必要がある」との記載について、「可能な限り全て」ではなくて「多くの人に使いやすい」というほうがよいと思いますが、いかがでしょうか。3 行目で「全ての利用者のうち」とうたっているため、ここにも「全て」がかかっているとは思いますが、8 行目の表現だと少しハードルが高くなっているような気がします。「可能な限り多くの人に使いやすい」のほうが、意味として入っていきやすいのではないかと思います。

【全国脊髄損傷者連合会 大濱委員】

- ・ 駐車場について、青色塗装を是非前面に押し出して徹底して頂ければ大変わかりやすくありがたいと思います。
- ・ 先ほどDPI佐藤委員から発言があったように、小規模店舗について次の段階で検討の項目に入れて頂きたいと思います。
- ・ 劇場の同伴者席について、私の場合も介護者2 人という場合がよくありますので、1 席だけでなく場合によっては複数座れるようなことを考慮頂ければ大変ありがたいと思います。

【東洋大学 高橋座長】

- ・ 皆さま方からたくさんのご意見を頂きました。時間の関係で全て答えることができないかと思ひます。主要な点について、現段階でのところで事務局からお答え頂きたいと思ひます。

【事務局 藤原】

- ・ 様々なご意見を頂き、ありがとうございます。意見につきましては、この会議後に、1 週間ぐらい時間をとって追加意見も頂きますので、それらを総合的に勘案して反映するののかどうか検討したいと思ひます。
- ・ 大竹委員から、187ページ「望ましい」の記載についてご質問がありました。もともとの設計標準の中で「望ましい」としていた記述については、原則、標準的な整備内容として「〇〇する」という記載にしています。「望ましい」か「〇〇する」の差については、バリアフリーの観点での必要性、他の選択肢があるかどうかということ、高橋先生とも相談させて頂きながら記載をしたところです。本日のご意見を踏まえまして、再度検討したいと思ひます。
- ・ 長友委員から、209ページの障害者差別解消法との関係についてご質問がありましたが、どの部分が踏み込んでいるのか、特定を頂けますでしょうか。

【日本チェーンストア協会 長友委員】

- ・ 15行目「児童や知的障害者の利用が想定される場合には、利用を支援する職員配置にも留意する必要がある」という、職員配置の支援が具体的に示されています。障害者差別解消法の中では、職員配置の義務化ではなく、コミュニケーションをとるという努力義務だったと思うのですが、障害者差別解消法の域を超えた対応についてか教えていただきたい。

【事務局 藤原】

- ・ 私の理解ですと、障害者差別解消法については、事業者等において合理的な配慮、できる範囲で対応するというのがこの春から義務化されたと思います。その障害者差別解消法がまずあり、設計標準の中では、職員配置にも留意するということで、障害者差別解消法の範囲の中に入っていると思います。それはそれぞれの事業者の方々において、こういったソフト的対応ができるのかを考えて頂くということで、職員配置をしなさいということではなくて、まさに言葉のとおりになりますが、留意する必要があるということと考えています。
- ・ 布田委員からご質問がありましたが、もともと障害を持つ方以外の一般の方のところで書いていた内容は、例えば誰でもけがや病気によって一時的に生じる可能性がある、様々な人体特性による適切な環境整備を行うことが求められる、そういった記述がありました。今回、これはバリアフリーの設計標準になりますので、こういったことについては、当然あり得るのはよくわかっているのですが、全体をコンパクト化することと、これに対する対応策が具体的でないものなどの記述については削除させて頂いた次第です。
- ・ 最後、繰り返しになりますが、頂いた様々なご意見の対応については、これから高橋先生とも相談しながら考えたいと思います。

【東洋大学 高橋座長】

- ・ バリアフリー法に基づく建築設計標準、これは全ての人に使いやすい建築物の整備を目指しているわけですが、一般的な建築の設計・計画の中で議論されて当然の部分についてはできる限り削除していこうという方向性についてご理解頂ければと思います。
- ・ 頂きましたご意見、質問は、今後の追加意見も含めて事務局で検討させて頂ければと思います。ありがとうございました。
- ・ 「（３）サイトラインの確保等に係るWGについて」と「（４）バリアフリー整備目標（第４次）の検討状況について」事務局から説明をお願いします。

（３）サイトラインの確保等に係るWGについて（報告）（資料５）

以下の資料について事務局より説明

- 資料５ サイトラインの確保等に係るWGについて（報告）

（４）バリアフリー整備目標（第４次）の検討状況について（報告）（資料６）

以下の資料について事務局より説明

- 資料６ バリアフリー整備目標（第４次）の設定(案)

【東洋大学 高橋座長】

- ・ 議題（３）、議題（４）含めましてご意見を頂ければと思います。
- ・ 第４次の目標について、非常に高いレベルの新たな住宅局の方針、建築物の目標選定が示されたと理解をしております。
- ・ 限られた時間で十分な議論がし得ないところもあったかと思います。改めてお詫び申し上げます。後ほど事務局から説明がありますが、１週間程度追加意見の提出も可能になっています。それでは、本日の議題については終了させて頂きます。

- ・ 次年度以降の取組について、事務局からご説明頂きたいと思います。

（５）次年度以降の取組について

【事務局 藤原】

- ・ 本日は委員の皆さまからは貴重なご意見をたくさん頂きました。設計標準、当事者参画ガイドラインにつきまして、本日のご意見を踏まえて必要な修正を行った上で、3月末ぐらいからパブコメを開始したいと思います。その上で、できれば5月の中旬、下旬ぐらいまでには設計標準、当事者参画ガイドラインを公表できるようにしていきたいと思います。
- ・ まだ、作業途中ではありますが、一昨年度から取り組んでまいりましたバリアフリー基準の改正、改正を踏まえた設計標準の見直し、当事者参画ガイドラインの作成につきまして、ある程度のめどがたったのではないかと考えています。委員の皆さま方にはご協力頂き感謝申し上げます。
- ・ 建築物に関するバリアフリー化につきましては、この会議でもそうですし、あるいは移動等円滑化評価会議、様々な会議の場において、商業施設等におけるテナント部分のバリアフリー化、小規模店舗のバリアフリー化に対する非常に強い様々なご意見を頂いています。そこで、令和7年度以降の取組として、商業施設等におけるテナント部分、小規模店舗のバリアフリー化について、このフォローアップ会議において、実態の把握や課題の整理を行った上で、実効性のある対策を検討していきたいと思います。
- ・ このような方向性でよろしければ、進めさせて頂きたいと思います。皆さまからご意見を頂ければ幸いです。

【DPI日本会議 佐藤委員】

- ・ 長年の課題に取り組んで頂けるということで大変うれしく思います。是非進めてください。

【東洋大学 高橋座長】

- ・ フォローアップ会議は今回8回目になります。皆さまのご協力で一步步進んでいます。また本日はたくさんのご発言を頂きました。建築物に限りませんが、日本のバリアフリーを推進していくためには関係する皆さま方、あるいは障害をお持ちの当事者の皆さま方のご意見、ご発言が非常に強く後押しする形になります。引き続きご協力をお願いします。
- ・ また、この1年間、事務局の方で一生懸命頑張って頂き、新たな政策課題に取り組んで頂きました。是非ご理解頂きながら、さらにもう一步、前に進めていきたいと思います。
- ・ 本日はどうもありがとうございました。

【事務局】

- ・ 高橋先生、議事の進行、ありがとうございました。
- ・ 追加意見につきましては、会議終了後に様式をお送りしますので、3月14日（金）までに事務局までお送り頂きますようお願いいたします。
- ・ それでは、閉会にあたりまして、国土交通省住宅局・参事官（建築企画担当）付の前田さまより一言ご挨拶をお願いいたします。

【国交省 前田参事官 挨拶】

- ・ 参事官の前田でございます。高橋先生をはじめ委員の皆さま方には熱心なご議論、大変ありがとうございました。昨年の基準の見直しに加えて、今回設計標準の見直し充実、当事者参

画ガイドライン、非常に有効なツールができつつあると思います。実効性を確保するためにはこういった多層的な取組が必要だと思います。皆さま、本日は活発なご議論を頂きましてありがとうございました。頂いたご意見を踏まえて、しっかりいいものに仕上げていきたいと思っています。

- ・ 次年度以降は、小規模店舗あるいはテナントのバリアフリー化ということで、また、進め方についても考えさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。

6. 閉 会

以上